

平成 30 年 12 月

江南市議会建設産業委員会会議録

12月12日

江 南 市 議 会 建 設 産 業 委 員 会 会 議 録

---

平成30年12月12日〔水曜日〕午前9時30分開議

---

議 題

議案第76号 江南市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

議案第77号 江南市手数料条例の一部改正について

議案第78号 江南市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正について

議案第81号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

経済環境部

水道部

の所管に属する歳出

第3条 債務負担行為の補正のうち

布袋駅付近鉄道高架化整備事業

布袋駅エスカレーター設置事業

第4条 地方債の補正

議案第82号 平成30年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第83号 平成30年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第85号 平成30年度江南市水道事業会計補正予算（第2号）

行政視察報告書について

常任委員会の研修会について

---

出席委員（7名）

委員長	安部政徳君	副委員長	稲山明敏君
委員	尾関健治君	委員	宮地友治君
委員	野下達哉君	委員	掛布まち子君

委員 伊藤吉弘君

欠席委員（0名）

委員外議員（2名）

議長 牧野圭佑君

副議長 山登志浩君

---

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 松本朋彦君

議事課長 石黒稔通君

主任 前田裕地君

---

説明のため出席した者の職、氏名

市長

澤田和延君

経済環境部長

武田篤司君

都市整備部長兼危機管理監

野田憲一君

水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長

古田義幸君

商工観光課長

山田順一君

商工観光課副主幹

横山敦也君

商工観光課副主幹

駒田直人君

農政課長

菱川秀之君

農政課副主幹

岩田浩和君

農政課副主幹

青山裕泰君

環境課長

阿部一郎君

環境課主幹

牛尾和司君

環境課副主幹

青山守君

環境課副主幹兼環境事業センター所長

横川幸哉君

都市計画課長	石	坂	育	己	君
都市計画課統括幹	堀	尾	道	正	君
都市計画課主幹	小	島		健	君
都市計画課副主幹	鈴	木		勉	君

土木課長	沢	田	富美夫		君
土木課主幹	酒	匂	智	宏	君
土木課副主幹	吉	本	晴	永	君

建築課長	梅	本	孝	哉	君
建築課副主幹	源	内	隆	哲	君

防災安全課長兼防災センター所長	大	岩	直	文	君
防災安全課主幹	松	本	幸	司	君
防災安全課副主幹	古	川	雄	一	君

水道部下水道課長	伊	藤	達	也	君
水道部下水道課主幹	夫	馬	靖	幸	君
水道部下水道課副主幹	柴	垣	伸	道	君

水道事業水道部水道課主幹	村	瀬		猛	君
水道事業水道部水道課副主幹	今	枝		寛	君

○委員長 おはようございます。

ただいまから建設産業委員会を開会いたします。

前回のときに、私、ちょっと病気で治療中でありまして、皆さんに御迷惑をおかけいたしました。今回はこのように元気よくやらせていただきますので、どうかこの委員会がスムーズに終わることを皆さん方をお願いいたします。一言御挨拶にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

では、当局から挨拶をお願いします。

○市長 改めましておはようございます。

去る11月29日に12月定例会が開会されて以来、連日、終始慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではありますが、御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長 本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第76号 江南市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてを初め7議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑、答弁とも簡潔・明瞭をお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後

に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その間は退席していただいても結構です。

---

### 議案第76号 江南市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

○委員長 最初に、議案第76号 江南市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○都市計画課長 都市整備部都市計画課所管の平成30年議案第76号 江南市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

議案書の21ページをお願いいたします。

江南市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）を掲げております。

参考といたしまして、議案書の22ページから23ページに新旧対照表を、24ページに位置図を掲げております。

補足して説明はございません。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○宮地委員 別表第2に次のように加えるというところで、3のマージャン屋とか、その後ずうっと読んでいきますと、その中に、これらに類するものと書いてあるんですけど、ネットカフェとか、舟券売り場もその他の部類に入るのか、ちょっと聞きたいんですが。

○都市計画課長 いわゆるギャンブルといいますか、そういうかけごとに関するような施設が対象になるというふうに考えています。

- 宮地委員 ネットカフェは、私としては地域を何か乱すような感じで、余りいいようなイメージを私は個人的には持っていませんけど、周りに与える影響というのはかなり強いと思うんですけど、住宅周りというか、環境的に。
- 都市計画課長 ネットカフェは、ここでは建築が可能ということで、ちょっと周りに与える環境という面では、ここではいわゆるそういったギャンブルとか、そういうかけごとに関するものを規制するというところでございます。
- 宮地委員 でも、やはりネットカフェは、本当に地域の住民の人に対してはすごく悪影響を与えると思うんです。若者が、盗難してきた自転車をそこへ放置するとか、そういう人たちが割と集まりやすい、全部ではないんですけど、私は余りいい、赤童子町にもあるんですけども、すぐ近くにありますよね。余りいい環境下ではないと思うものですから、それは建築物を許可するというのであれば、かなり問題ではないかなあと考えていますけど、気をつけていただきたいと思います。というより、ある程度制限を加えていただけたらと思っておりますけど、お願いいたします。
- 委員長 ほかに御意見。
- 野下委員 ちょっと確認だけなんですけれど、ここに出ています布袋駅東地区整備計画区域のここに、全域に1から4とある部分とありますよね。こういう建物の制限については、これはこういう地域の全国的にこういうものはいかんとか、こういうことは決められているものなんでしょうか。それとも市単独でこれは。
- 都市計画課長 これは、この地区の中の特性を考慮してということで、今回は2.1ヘクタールを市街化に編入するんですけども、ここは将来的には複合公共施設を中心とした新たなにぎわいを創出するという場所でございますので、そういった将来像を見据えて、ふさわしくない建築物をこの地域特定で制限するというものでございます。
- 掛布委員 22ページの参考の新旧対照表のほうに、布袋東のほかに、これまでもう定めている別表2、建築してはならない建築物として、例えば今回の布袋駅東はこれを提案されているわけですけども、高屋地区整備計画

区域とか、宮後地区整備計画区域では、こういったものが建築してはならない建築物というふうに定められているのでしょうか。見ればわかるんですけど、ちょっと調べてこなかったの。

○都市計画課長　例えばですが、高屋地区でございますが、これはB地区とC地区ということで2種類地区があるんですけども、B地区においては、工場、ホテルまたは旅館、自動車教習所、ここでも畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるものというものを規制しております。C地区におきましては、ホテルまたは旅館、自動車教習所、畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるものということで、それぞれその地区の特性に応じて制限する建物を決めております。

○掛布委員　そうしますと、こういったものを今回定めないとすると、どうということになるのでしょうか。何でもオーケーというふうになってしまうということなんでしょうか。

○都市計画課長　今回、市街化編入に伴いまして、用途地域として近隣商業地域を指定いたします。これによりまして、建築の用途がかなり広がりますので、これらを今回規制する建物ですね、規制しないと、これ全て建築ができるということになります。先ほども申しましたように、この地区にふさわしくない建築物は今回地区計画で定めまして、条例で建築を規制することでございます。

例えば、一戸建て住宅の専用住宅を今回規制するわけですけども、こちらの地区は、複合公共施設を中心として新たなにぎわいを創出するといった中で、やっぱり商業的な土地利用を図りたいということでございますので、戸建ての住宅が集中して建ってしまうというのは、やっぱり将来像としてはふさわしくないということで規制をいたします。

マージャン屋、パチンコ屋は、先ほど申し上げましたように、理由といたしましては、近傍に高等学校や中学校があるというようなことから、環境面に配慮いたしまして制限をするものでございます。

また、あと畜舎、工場につきましては、当地区が今後交流や新たなにぎわいを創出する拠点として将来像を描いておりますので、こういったものが建つことによって、においや公害等の発生が懸念されますので、環境面に配慮



して制限をするものでございます。

○掛布委員 さっきの高屋地区とか宮後地区の例をお聞きして思ったんですけども、ホテルとか、旅館というのはだめというふうになっていないわけですけれども、それはオーケーということになっちゃうわけですか。ホテルにもいろいろあって、ちょっと心配な点も出てくるわけなんですけど。

○都市計画課長 それは可能ということですよ。

○掛布委員 あと、市街化編入ということですけど、今どこまで手続上進んでいて、どういう見通しになっているのか、教えていただきたいと思います。

○都市計画課長 市街化編入につきましては、都市計画は愛知県の決定案件でございます。手続としましては、この3月末に、告示をするということで考えております。

○委員長 質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結します。

暫時休憩いたします。

午前9時43分 休 憩

午前9時43分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第76号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第77号 江南市手数料条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第77号 江南市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○建築課長　それでは、議案書の25ページをお願いいたします。

議案第77号　江南市手数料条例の一部改正について御説明させていただきます。

26ページをお願いいたします。

江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）でございます。

参考といたしまして、27ページに新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　ちょっとお聞きしたいんですけれども、ちょっとよくわからないもんですから、今回の改正点の概要と、あと市に建築審査会があるなしにかかわらず、今回、建築基準法の改正によって条例の制定が必要ということでございますけれども、その辺のところはちょっとよくわからんところでございますまして、もう一度ちょっと説明をお願いします。

○建築課長　今回の改正につきましては、建築基準法の一部改正に伴いまして、建築物の敷地と道路との関係の認定申請手数料の額を定めるものでございます。

従前の建築基準法では、建築物の敷地と道路との関係について、建築物の敷地は道路に2メートル以上接しなければならない。ただし、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め、建築審査会の同意を得て許可したものについては、接道規制を適用しないと規定されております。この建築審査会の同意でございますが、限定特定行政庁であります江南市には建築審査会が置かれていないことから、これまで当該許可に係る事務は愛知県が行ってまいりました。

今回の法改正におきまして、この手続のほうは合理化されまして、接道規制の適用除外の許可のうち、一定の基準に該当するものにつきましては、認定事務となりまして、建築審査会の同意が必要ではなくなりました。この一定の基準でございますけれども、建築物の敷地が幅員4メートル以上の農道などの公共の用に供する道に2メートル以上接している建築物のうち、その規模が延べ面積200平方メートル以内の一戸建ての住宅で、特定行政庁が支

障がないと認めるものと規定されております。この場合におきまして、建築審査会の同意は不要となりましたので、江南市において新たに認定事務を行うこととなり、手数料を定めることとなったということでございます。

○伊藤委員　何かよくわかりました。わかったようなわからんようなけど、大体わかりました。審査会が江南市になくても、今回この認定でオーケーという形になったということで、実際そういう事案というのは、今後、江南市で出てくるんでしょうか。

○建築課長　この接道規制の適用除外の許可につきましては、江南市におきまして、これまで愛知県の許可だったんですけれども、愛知県におきまして、今まで申請実績というのはありません。

今後につきましても、申請があることは非常にまれなケースと考えられます。といいますのは、この認定基準において、その接する道路がある道は、農道などの公共の用に供する道で幅が4メートル以上となっておりまして、江南市におきましては、こういった道につきましては既に市道として認定されているというのがほとんどでございまして、よって、市道として認定されていない公共の用に供する農道などの道に沿って建築するような事案がありましたら、一応認定の対象となるということで、申請がある可能性につきましては、今後も低いものとは考えております。

○伊藤委員　江南市では、今後可能性は非常に低いということで、条例を改正、建築基準法が改正されたから、今回やむなく改正したということでございますね、わかりました。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時49分　休　憩

午前9時49分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第77号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**議案第78号 江南市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正について**

- 委員長 続いて、議案第78号 江南市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 それでは、議案第78号について御説明申し上げますので、議案書の28ページをお願いいたします。

議案第78号 江南市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正についてでございます。

29ページには、江南市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例（案）を掲げております。

はねていただきまして、30、31ページには、江南市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

- 委員長 質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時51分 休 憩

午前9時51分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第78号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**議案第81号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第7号）**

**第1条 歳入歳出予算の補正のうち**

**都市整備部**

の所管に属する歳入歳出

**経済環境部**

**水道部**

の所管に属する歳出

**第3条 債務負担行為の補正のうち**

**布袋駅付近鉄道高架化整備事業**

**布袋駅エスカレーター設置事業**

**第4条 地方債の補正**

○委員長 続いて、議案第81号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第7号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、都市整備部の所管に属する歳入歳出、経済環境部、水道部の所管に属する歳出、第3条 債務負担行為の補正のうち、布袋駅付近鉄道高架化整備事業、布袋駅エスカレーター設置事業、第4条 地方債の補正を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最初に、都市整備部防災安全課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○防災安全課長兼防災センター所長 それでは、議案第81号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第7号）のうち、防災安全課が所管する補正予算につきまして説明させていただきます。

議案書の58、59ページをお願いいたします。

58、59ページ下段の2款1項7目防災安全費で、人件費のほかに、はねていただきまして、61ページの説明欄にございます交通安全対策事業の新規事業としまして、高齢者運転免許証自主返納促進事業について、11万円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、補正予算説明資料の7ページに、この事業の概要を掲げてございますので、御参照賜りたいと存じます。

補足して説明することはございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　議案質疑のほうで出たものですから、ちょっと確認の意味も含めての部分もあるものですから、ちょっと質問を数点だけさせていただきます。

まず1点目は、今回、満70歳以上の者ということで、対象者ですけれども、後期高齢者は75歳になるんですけれども、この70歳とした根拠というのは何でしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長　運転免許証の更新の際、70歳以上の方は高齢者の講習が義務づけられているため、70歳以上とさせていただきました。

○伊藤委員　根拠としてはわかりました。

こうした取り組みというのは、助成金は江南市が初めてということでお聞きしておるわけですが、県内において、助成金じゃなくて、こういう自主返納の促進事業として取り組んでいる市というのは、どのくらいあるものなんでしょうかね。

○防災安全課長兼防災センター所長　愛知県内では、現在のところ24市において実施しております。

○伊藤委員　わかりました。結構な市が取り組んでいるということがわかりました。

あと、予算書の中で金額があるわけですが、これ100人分というこ

となんですけど、この100人分とした根拠というのは何でしょうか。

- 防災安全課長兼防災センター所長 平成29年、1月から12月までの返納者が全員で318人ございました。うち、70歳以上が285人ございました。平成30年1月から9月までの返納者が257人、うち、70歳以上は239名でございました。ですので、70歳以上の12月までの1年間の推計が319人増加という想定をさせていただきまして、増加率が11.9%となります。

また、平成29年中実績で、1月から3月までの3カ月で、70歳以上の返納者の分布割合、70歳以上がどのぐらいいるかということで、それが29.1%ございました。そのため、平成30年度の70歳以上の返納者の推計、先ほど申しました319人に対しまして、増加率11.9%と分布割合の29.1%を乗じた数が約103人となりましたので、予算上は100人とさせていただきました。

- 伊藤委員 計算方法はよくわかりました。

あと最後1点なんですけれども、議案質疑の中でも出たんですけれども、本会議の中でも。この証明書を例えばいただいたと、そうすると身分証明書のかわりになるということで、例えば70歳でいただいた。例えば、本人が80歳、90歳、100歳まで生きたとすると、20年、30年、その証明書が使えるわけなんですけれども、それは市としては、それはずうっと亡くなるまでオーケーという形ですか、証明としては。

- 防災安全課長兼防災センター所長 はい。議員がおっしゃるとおりで、そのとおりでございます。

- 伊藤委員 わかりました。

- 委員長 ほかに質疑ありませんか。

- 掛布委員 手順がもうちょっと簡単に1回で済まないかということで、議案質疑でもあったんですけれども、この説明資料の7ページを見ると、まず市役所に行って、助成金の交付申請をして、交付決定通知書を市役所からもらって、それを持って今度は運転免許証の返納に警察署に行って、返納と同時に、交通安全協会に市からもらった交付決定通知書を出して、それで証紙を1,100円分もらって経歴証明書を受け取るといったことですね。

そうすると、結局、要するに免許証を返納する場合は、もう運転できないわけなので、行きも帰りも。そういう方が2回も市役所へ行って、あと、さ

らにまた警察署に行くことができるかということで、市役所だけは車で来られるよということなんですけれど、大体もう免許証を返納しようかという人は、車にはほとんど乗らないというか、乗れないような状態なわけですから、本当に1回で済むようにならないかなあと思うんですけれど、これいわゆる自分で1,100円払った場合は、新聞の記事を見ていたんですけれども、いわゆる直接警察署に行って1,100円払うと、後は郵送で送ってくるんですか、経歴証明書って。

○防災安全課長兼防災センター所長　今の掛布委員が言われる新聞の例というのは、どこかの新聞で出たという。

○掛布委員　どこかで出たと思います。

○防災安全課長兼防災センター所長　ちょっとごめんなさい、うちのほうは把握していないんですが、ほかの市、県下ではないんですけど、全国的にうちのほうでちょっと調べさせていただいた実績で言いますと、よくあるパターンとしましては、自主返納後に申請者が市役所まで来ていただいて、個人に補助するという形が多いです。ですので、返納した後、市役所に来るには当然運転免許証がない。プラス、事務手続が口座に振り込みますので、口座番号やら、銀行印とかが要ということで、そちらのほうは煩雑ということをうちが判断しまして、先に交付申請していただくという形にさせていただきました。これは全国的にもまれなケースだと思います。

○掛布委員　済みません、ちょっと質問が誤解されたみたいで、いわゆる自費で1,100円払っちゃうよという場合だとどうなるかということなんですけれど、郵送で送られてくるのではないですか。

○防災安全課長兼防災センター所長　自分で払う場合は、そのまま即時発行されます。

○掛布委員　実は、こういう自主返納の促進事業があるよということで、うちの近所というか、周りの人に言ったら、本当にこれで自主返納が促進できるのかなあという疑問で、1,100円補助をしてもらうよりも、後のことが全く、あともう本当に身動きできなくなっちゃうので、免許を返納した後に、本当にきちんと足が確保されない状態で、自主返納だけ促進ということをおっしゃられても、本当に正直言って、なかなかうれしいというふうにはならないと



というのが実感ということで、例えばいこまいC A Rで、それこそ警察署まで行ったら一体幾らかかると思っておるんやと、1,100円では全然済まないよと、往復。1,100円補助してもらったって何の足しにもならないという厳しいお言葉が返ってくるわけなんです。

だから、本当に自主返納、さっき県内で、24市で返納促進事業をやっているというお答えですけれども、ほかのところは、例えば巡回バスの何年間無料券であったりとか、タクシーチケットがどれだけとか、そういったものだと思うんですね。だから、何もやっていただかないよりは、苦勞して仕組みを考えていただいたのはいいんですけれども、同時に、返納した後の気軽に動き回れるような、そういった生活の足を確保していくということを同時にやらしてもらわないと、なかなかこれで自主免許返納を、どんどん免許返納しちやってくださいというのは、とても私としては言えないなあという思いがあるんです。

○防災安全課長兼防災センター所長 掛布委員が言われるように、この事業は、高齢者による事故防止の抑制を目的として、高齢者の運転免許証の自主返納の促進を目指す事業として進めさせていただいております。掛布委員が言われるように、自主返納支援事業というのは別の事業と考えております。タクシー助成等の生活支援は今のところ考えておりませんが、ただ愛知県のサポーターのほうで、タクシー協会のほうですが、運転経歴証明書の所有者の方に関しましては、運賃の1割引きという実施をしておりますので、そちらのほうを御利用していただきたいと思っております。

○掛布委員 ちょっと教えてほしいんですけど、運転経歴証明書を出すと、タクシーの運賃の1割引きという場合、その1割の負担は、5%がタクシー事業者で、あと5%はタクシーの運転手自身が負担するというのを聞いたんですけれども、それは本当でしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長 この今の私が言いました助成制度ですが、これは県がやっています補助制度になりますので、ちょっと私どもでは、その内訳まで把握しておりませんので、よろしくをお願いします。

○掛布委員 1割引きというのは、タクシー事業者がやっている事業なので、県の事業ではないと思うんです。タクシー事業者が自主的にやっているの、

そのタクシー事業者の中で1割分料金が減ってしまうのをどこで補うかという、5%はタクシー事業者が補うんだけど、あとの5%は、その乗せた運転手が自分で払うんだよという、そうなんです。国会のそれこそ議案質疑でそういうのがあったので、だから、それって、本当にちょっとタクシーの運転手にとっては余りにも酷じゃないのと思ったわけです。ちょっと余計なこと。

1つ追加で、3カ月で100人分の自主返納促進ということなんですけど、じゃあ1年分ということは、その4倍、そんなに返納できるんでしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長 過去の平成29年中の実績が、先ほど申しましたように318人、平成30年が319人としております。今回PRさせていただくことで、それだけの増加分を見込みたいと。いわゆる交通事故の抑制につながればいいかなと思っていますので、返納者がたくさんふえればありがたいと私どもは思っています。

○野下委員 今、課長がおっしゃったように、この事業は、要は高齢者の方が多くなるに従って、認知症の検査も入ってきているということで、非常にアクセルとブレーキを踏み間違えとか、そういうのが日常茶飯事に起きているということがあって、非常にこれは危険だということで、いかに返納をしていただくかということをサポートするための事業だということを僕は認識しておりますし、議会でも発言をしてきたと思います。僕自身は、そうしてやっておりますので、これが一つ引き金になって、返納しましょうと。

その後の足の関係は、これはまたちょっと別の話であって、そういうのを考えなくちゃいけないと思いますけど、まずこの事業でそういう方々を未然に防ぐということで、よう決断していただいたと思いますし、自分で先に自己負担をするというのは、ほかもあると思いますけれども、議会の中でも、自己負担はなるべく避けておいて、先に何かそういう助成をしてもらえんかという話も多分出てきたと思いますので、その辺はよう研究していただいて、なかなかやりづらい面があるかもわかりませんが、その辺は多分市独自のシステムじゃないかなあとと思いますので、私的には、ちょっとなれるまで大変でしょうけれども、一回ちょっとやっていただいとというふうに思いますけれどもね。

掛布委員がおっしゃったように、その足というのは、また別の部門になるかもわかりませんが、これは考えてもらわなくちゃいけない部分だと思いますね。

○稲山委員　　まず第一に、この今のフローチャートの話なんだけど、基本的には、必ずと言っていいほど、江南市役所にまずは最初に助成金の交付申請をしないと、この助成金は受けられないという話でいいのかな。

○防災安全課長兼防災センター所長　　はい、そのとおりです。

○稲山委員　　そうすると、要は、この申請自体を知らなかった人が交通安全協会江南支部へ行ったときに、この交通安全協会江南支部に対して、市のほうとしてどのような対応をさせておくのかということなんだけど、要は、知らなくて来て、そこでそういった1,100円の交付申請をすれば、要は戻ってくるよといった話というのは、この交通安全協会江南支部できちっと説明がなされるのかどうかというのはどう考えますか。

○防災安全課長兼防災センター所長　　まず市民の方に関しましては、市のホームページと……。

○稲山委員　　いや、そんなことじゃない。ホームページじゃなくて。

○防災安全課長兼防災センター所長　　その後、議決いただきましたら、交通安全協会のほうにチラシを置かせていただきます。その来た方に関しましては、江南市は今こういう助成をしていますのでということで案内していただくようお願いしております。

○稲山委員　　そこで、とりあえず免許証を自主返納した後に、要は助成金の交付をして、その交付決定をもらって、1,100円の張りつけ証紙を、二度手間になるんだけど、そういったことというのはできるんやろうか。

要は、これだと、江南市役所で交付決定したやつを持って免許証を返納すると。それから、その後に通知書を提出するんだけど、返納後にもう一遍、ああ、それなら、とりあえずここで免許証を返しておくと。交通安全協会と江南警察署は一緒ですから。そこで返しておいて、それで市役所へ行って、交付決定を持って、もう一度ということはできんの。

○防災安全課長兼防災センター所長　　運転経歴証明書の交付に関しましては、自主返納した方が、自主返納後5年以上が経過していない方が、まず経歴証

明書を出せる条件になります。ただ、先にもう運転経歴証明書をいただいた方に関しましては、自分で払ったということで、それにはもう対象じゃない。

○稲山委員 いや、そういう意味じゃなくて、申請者が、要は江南市役所で交付申請するということを知らなかったと。それで交通安全協会へ行ったら、そういったチラシだとか、そういった説明を受けたと。それなら、せっかく来たで免許だけ先に返しておく。それから江南市役所へ行ってということではできんのかと聞いておるんだけど。後先の話だけの話だろう。これを見ると、できそうな気がするんだけど、このフロー図を見ると。

○防災安全課長兼防災センター所長 交付申請のときに持っていないと、対象外になりますので。

○稲山委員 いや、免許証は返すだけ返して、返した後にもらいに来るんだよ、市役所に。その申請書を出した後じゃないよ。先に行ったら知らなかったと。そうしたら、免許証だけとりあえず返したと。そのときに、要は、運転経歴証明書の申請はしなくて、もう一遍市役所へ来て、申請を出して、その交付を持って行くということではできるんやろうと言って……。

[発言する者あり]

○稲山委員 だって、ここにあるとおり、警察署へ免許証を自主返納後に助成金交付決定通知書を提出するわけでしょう。

○都市整備部長兼危機管理監 先に警察署へ行って、結局その免許証を返すときに1,100円の交付手数料は要りますので、返しちゃったら。いや、そのときに先に返して、もらわないと。

○稲山委員 いや、そうなの、それって。知らないで聞いておるんだけど、私は。

○都市整備部長兼危機管理監 ですから、いわゆる市役所のほうで交付申請をしていただいた後に返納していただくという仕組みになっておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 暫時休憩いたします。

午前10時15分 休 憩

午前10時17分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて土木課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 土木課長 土木課の補正予算について御説明申し上げますので、議案書の86、87ページの下段をお願いいたします。

8款1項1目道路管理費でございますが、ページをめくっていただき、88、89ページの最上段にかけて掲げてあります。

右側の説明欄をお願いいたします。人件費等といたしまして、320万2,000円の減額補正をするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑もないようでありますので、続いて建築課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 建築課長 それでは、建築課の所管について御説明いたします。

議案書の88ページ、89ページの上段をお願いいたします。

8款1項2目建築指導費に、人件費等で154万円の減額補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑もないようでありますので、続いて都市計画課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市計画課統括幹　　都市計画課所管の一般会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の44ページをお願いいたします。

第3表の債務負担行為補正に布袋駅付近鉄道高架化整備事業、布袋駅エスカレーター設置事業を掲げております。

次に、45ページをお願いいたします。

第4表の地方債補正に鉄道高架化整備事業、布袋駅エスカレーター整備事業を掲げております。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。

ページはねていただきまして、52ページ、53ページをお願いいたします。

上段の20款1項4目2節都市計画債に、1億4,000万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。

ページはねていただきまして、90ページ、91ページ中段の8款4項1目市街地整備費は、1億1,571万8,000円の減額補正をお願いするもので、ページはねていただきまして、92ページ、93ページまででございます。

内容につきましては、それぞれ右側、説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

なお、布袋駅付近鉄道高架化整備事業に係る債務負担行為につきましては、補正予算説明資料の8ページを御参照いただきたいと思います。

補足して説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　　この鉄道高架化事業の2年延伸にかかわって非常に重要な、そのもとになる平成21年3月26日に締結された名古屋鉄道犬山線布袋駅付近鉄道高架化事業に関する覚書、3者の覚書のコピーをぜひ委員の皆さんに、全員に配っていただくようお願いしたいと思います。

○委員長　　配付をお願いします。

〔資料配付〕

○委員長　　質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　今回の2年延期というのは、延期が2回目ということで、最初は、これに今いただいた資料にあるように、工期が、資料の4枚目にありますように、最初の計画では平成27年度末までだったんですけれども、その次に4年延びるということになって、そのときに平成31年度末までになったと。それでもって、今回また2年延びるということで、平成33年度末までになるといった経緯をとってきているわけですが、最初延びた、平成27年度末を平成31年度末までに4年延ばしたときは、ここに書かれている事業費総額、第7条にありますけれども、概算総額171億4,000万円、これには変化がないよと。4年延びるけれども、事業費総額をふやすことはないよと。だから、県も市も負担がふえることはないよといった繰り返しの説明だったはずなんです。私も議場で何度も聞いておりますので、会議録にも残っていると思うんですね。

それで、今回また2年延びるよということで、いきなり総額30億2,000万円ふえているわけですよ。それで何か本当にちょっと、前回のときの答弁というのは何だったのかということと、この今回30億2,000万円というのは、最初からずうっと積もり積もってきた増額要因を、ここでまとめて吐き出したら30億2,000万円の増額になったということではないのかということなんです。たった2年延びるだけで、30億2,000万円もふえたらおかしいです、常識的に言って。

だから、4年延びたとき、そして2年延びたとき、ずうっと積もり積もってきた増額要因をここで吐き出しているだけじゃないのかと、全く説明がそもそも間違っておるんじゃないかと、うそという言い方はあれですけど、偽りの説明を今まで聞かされてきておったんじゃないのかということなんですけど、この今回の30億2,000万円のいわゆる変更の根拠として、前の全協のときに説明いただいているんですけど、資料ももらっているわけですけど、湧水対策として、薬液注入が18億円、覚書締結時からの資材・労務費の上昇9.4億円と書いてあるんですけど、ということは、最初のこの平成21年の締結時から9.4億円、労務費、資材費が上がったという計算になっておるわけですよ。

そうすると、今回2年延びて30億2,000万円というのは、説明として違うじゃないですか。この30億2,000万円というのは、何年分の増額なんですか。過去にさかのぼって、何度も言いますけど、平成21年からずっとこれまで、最終年度、平成33年度末までで171億4,000万円から30億2,000万円ふえるよという計算で名鉄は言ってきたおるといことなんですか。

○都市計画課統括幹　まず平成25年度のときの増額がなかったという、ないであろうと考えておりましたものは、確かに委員おっしゃられるように、薬液注入工というのは、そのときはまだ施工はしておりませんでしたけれども、当初の計画にはないものもありました。そういう中で、増額要素はありましたが、減額要素といたしまして、計画内容の見直しとか、そのときはいわゆる増額のこともありますけれども、減額の要素などもありまして、当初の概算総額内で進めることができる見通しで進めさせていただいてきておる状況でございました。

その中で、今回、債務負担行為の変更ということで議案を提出させていただいておりますが、こちら名古屋方面の本線切りかえが平成29年6月に行われましたことに伴いまして、これまでの工事の実績額を参考に、今後の犬山方面の高架切りかえ、これ現在進めておりますが、こちらの事業及び留置線の事業費を精査いたしまして、概算総額がようやく明らかになったということで、今回変更をお願いするものでございます。

○掛布委員　今の説明を聞いていると、やっぱり30億2,000万円の増額は2年分の増額という説明ですよ。だって、平成25年度に4年延ばしたときはプラマイゼロで、今の171億4,000万円の範囲内でできるよという説明だったわけだから、平成31年度末までは171億4,000万円でいけるよということだったわけでしょう。それが、あと2年延びて、いきなり30億2,000万円も増額するということは、2年分で30億2,000万円もふえるわけですか。そういうことになりますよね。

○都市整備部長兼危機管理監　お手元にあるのは、平成27年度までの工程が書いてありましたけど、その後平成25年10月に、また委員言われるように、平成31年度まで延ばしています。結局平成25年、当時はいわゆる仮線の工事だけですので、まだ本線にはかかっていない。本線の工事をやる中で、薬液



注入だとか、玉石によっていろいろ期間が延びたということでございますので、平成26年度以降の話でございます。

○掛布委員　だから、この今回の31億2,000万円が、平成26年度以降の経費の増額分も入れてということだったら、ちょっとその最初の4年延ばすというときの説明が全く違っていたというか、名鉄の説明が違っていたということになるんじゃないんですか。何で4年も延びるのに、経費がふえないはずがないという質疑をさんざん本会議でもやっているわけですね、東議員が。そのときに、経費はふえないということで、4年延ばすというのをみんなで認めたわけでしょう。

○委員長　暫時休憩します。

午前10時32分　休　憩

午前10時34分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

○掛布委員　覚書の第10条、平成21年度にある事業内容の変更等というのを見ると、事業の内容を変更する場合、または物価、労務費等の変動により事業費に著しい変更が生じる場合、別途協議の上、これを定めるものとするということなんですけど、平成25年度に変更の覚書を結んだときは、工期を延ばしただけで、この総額は171億4,000万円のままの覚書を締結していると。そうすると、今度もしこの予算が可決した場合は、この後、江南市と愛知県と名鉄で、この総額が入って、第7条の事業費総額、この171億4,000万円を、結局プラス30億2,000万円したものに替えて、もちろん工期も平成33年度末までばっと延ばして、新しいこういうのを締結するというので、今はまだ何も交わしていないわけですよ。

○都市計画課統括幹　委員おっしゃられるとおりでございます。今後、変更の覚書を締結してまいります。認めていただきましたら。

○掛布委員　議会が否決して、認められなかったらどうなるんですか。

○都市計画課統括幹　いわゆる事業を、名鉄としては、このお金を今後必要だということでの前提で今進めようとしておりますので、これが否決されますと、ちょっと事業がストップするような状況にはなってしまいます。

○掛布委員　全協に最初に出てきたのが、何月だったか、ちょっと覚えてい

ないんですけれども。全協で説明が……。

〔「10月1日」と呼ぶ者あり〕

- 掛布委員 10月ですか。10月1日にこういった説明があって、じゃあその前に、いわゆる名鉄と愛知県と江南市で、事業の時期がどうなるかとか、額とかについて、あらかじめ打ち合わせというか、交渉していただいているわけですよね。それって、いつどこで誰が出席して、一体どういう内容の交渉を名鉄や県も含めてやったのか、ちょっと教えていただきたいと思います。
- 都市計画課統括幹 先ほども申しました名古屋方面の切りかえを機会に、定期的に、月の初めに愛知県と江南市、そして鉄道事業者と定期的な工程会議を開催しております。その場におきまして、この6月の切りかえ以後、その都度、事業費及び工期に関して打ち合わせを進めてまいりまして、説明させていただくことができる状況になりましたことで、10月1日に全員協議会にて説明させていただいたものでございます。
- 掛布委員 この覚書の第10条によると、変更が生ずる場合は、別途協議の上ということなので、全部増額の場合を県と市が持たなきゃいけないということはどこにも書いていないわけだから、費用の変更、増額分を名鉄の責任の分だけ、どこまで何割名鉄に責任があったか知らないですけれども、ゼロとは言えないと思うんですね。名鉄の責任と認められる部分、要するに、工事の施工業者の責任と認められる部分については、その増額分を一定負担すべきだというのを、この別途協議というその協議の場でしっかり主張して、愛知県と江南市で頑張らないといけなかったんじゃないですか。だって、どこにも愛知県と市が全額負担するなんて書いていない。何か当たり前のように、名鉄の負担はなしみたいな説明が全く腑に落ちないわけです。
- 都市計画課統括幹 このたびの増額ということの理由が、主に薬液注入工、そして労務費の単価、資材費のアップと、あとは安全対策費ということで、こちらの内容につきましては名鉄によるものではない、施工を進める上で必要な状況に対して対応するための増額ということで、愛知県と江南市が負担するものとして協議を進め、その内容の精査につきましては、その都度進めてまいりました。
- 掛布委員 今、交通安全対策については、名鉄の施工業者の責任ではない

けれどというのがあったんですけど、じゃあ、湧水対策として薬液注入をしなければならぬ工法の大幅な変更というのは、そもそもの最初の設計段階、工法を選ぶ場合の設計段階の見通しが甘過ぎたということになるんじゃないですか。そういった主張というのはされたんですか、名鉄との間で。

○都市計画課統括幹　こちら薬液注入ということも、当初に関しましては、水の対策といたしましてポンプによる排水を考えておりましたが、こちらも予想以上の地下水が出たものでございます。また、地下水というのは、季節や年度でも変化するというので、予測が不可能であったということで、都市側の負担ということで考えております。

○掛布委員　予測不可能だったら都市側の負担が100%というのはちょっとおかしくないですか。予測不可能だったら、名鉄側にも県と市と同じだけのリスク負担をしてもらわないとあかんのじゃないですか。

例えば、布袋駅東の複合公共施設、PFI／PPPでやろうとしていますが、例えばリスク分担とかいう場合に、こういった例えば地下から何か出てきちゃったとかいう場合に、全部発注したところの責任というか、施工業者のやっていく場合の責任というのは、当然リスク分担というのはリスクを負う立場にあると思うので、その予測不可能だった薬液注入法のリスク分担を全部100%県と市が負わなきゃいけないというのは、余りにもおかしくないですか。そういった主張はしなかったんですか。それ、誰が出ていたんですか、県との協議に。

○都市計画課統括幹　愛知県といたしましては、一宮建設事務所の担当されております補佐と担当者、課長もあわせて出ております。私ども江南市といたしましては、統括幹である私、あとそれ以下、担当者が出ております。

○稲山委員　最初の話をしたほうがいいんじゃないのか。名鉄の負担がどうという理由でそうなってきたかということ、最初のやつを言ったほうがいいんじゃないか、事業としての。

○都市計画課統括幹　あと、この鉄道高架化事業として限度額立体という手法を用いておまして、こちらは道路を上げるお金もちまして鉄道を上げるということで、鉄道といたしましては、そのお金をもって鉄道を上げるということで進んでおります。その中で、鉄道が上がるということで踏切がな

くなります。そちらのことに關しまして、鉄道事業者に対して受益がある、踏切がなくなるということで今後の維持管理が必要になるということで、1カ所当たり1,200万円、今回の事業によりまして、6カ所ということで7,200万円の名鉄の鉄道事業者の負担が発生すると。

そのほかに關しましては、当初のお手元の資料にもございますように、それ以外は都市側の愛知県と江南市が負担いたします。その負担割合として、愛知県が73.5%と江南市が26.5%という負担割合が、事業を始める前に定めておりますので、それに基づいて計算しました負担割合で、お手元の資料のとおりで、まず171億4,000万円で進めてまいっております。

今回の増額に關しましても、名鉄の負担ということは、踏切の除却益としては変更がございませんので、名鉄の負担はなく、また繰り返すようで申しわけないんですが、増額の理由といたしましては、やむを得ない理由ということで、鉄道事業者に負担を求めるものではないと考えております。

○伊藤委員　今お聞きした中で、やっとな私も議員になって初めていろいろ聞いたんですけども、今聞いた中では、やはり名鉄の負担はないというふうに私個人的には思いました。実際、道路を上げるのを鉄道高架化したということで、実際市の意向ということなものですから、名鉄側は一切その意向はなかったということで、実際それによって、市が、たまたま今回は工事をやりかけて、延長した中の工事をやりかけて、薬液注入が発生したということで、それに負担が出てきたということなものですから、それはあくまでも市側の負担という形に今ちょっと思ったわけでございます。

実際、どこかで金額を調整しないかんものですから、やむを得ず今回2年延長して、その中で金額も調整するというのも、やむを得んというふうに私は今思いましたので、私の意見としてよろしく申し上げます。

○掛布委員　何か伊藤委員は非常に優しく言われますけれども、江南市にとって、いきなりここで8億円も負担がふえるというのはとんでもない話ですよ。いろんな子育て支援とか、何か施策を新しく打とうとすると、厳しい財政事情の折とかと言うのに、何でここでぱっと8億円江南市が出すのを簡単に認めるかという、何でここでもっと頑張らないのかと思うわけですけど、もし議会がこれを通したら、これから新たな覚書を結ぶということなんです

けど、とても心配するのは、本当に平成33年度末までに終わるかということなんです。

示していただいている工期が何年までというのが、黒く塗ってある資料を見ると、以前は平成31年度の途中で線が切れていたわけなので、平成31年度のどこかで終わるというふうだったんですけど、今度のは、平成33年度末、平成34年はないわけですけど、平成34年3月31日までに終わればよいという工期の協定になっていますよね、平成33年度末。

○都市計画課統括幹 済みません、ちょっとお手元の資料が当初の覚書ということで、今、途中で出ております、平成25年度のときに工期を変更させていただいたその工期の末は、平成31年度末までの工期をとらせていただいております。

○掛布委員 そうすると、これから変更の覚書を締結するということだったら、万が一、ここにあるような平成33年度末までに鉄道高架化事業が完了しない場合は、布袋駅東の複合公共施設全体への影響というのがとんでもないことになると思うんですね。本当にただでさえ綱渡り状態でやるわけで、私は民間事業者に任せる手法そのものは反対なんですけれども、市がそうやって進めようとしているわけですから、そういう江南市にとって、これがまた守られないと、また延びるということになったら、それこそ今度の覚書のところで、もし工期が守れず、また工期だけじゃなくて、費用の増額も必要なことになったら、それこそ県と市は、名鉄に対して損害賠償請求をすることができるみたいな一筆も変更する覚書に入れていく、それぐらいの厳しい態度で臨まないと、やられっ放しじゃないかと思うんですけど、どんなふうな覚書を締結しようと準備しているんでしょうか。

○都市計画課統括幹 ただいま計画しておりますのは、委員おっしゃられました総額の変更、あと工期の変更、それが書いてありますように、何条を変更するとか、添付しております図面、工程表とかを変えるという部分的な変更、覚書の内容にすることで今は考えております。

○稲山委員 2年延びるということやもんだから、4年とか、6年のスパンじゃないもんだから、2年という話の中で、見える範囲を少し説明してあげたほうがいいんじゃない。犬山方面の本線が大体どれぐらいに、いつごろに

なって、どのぐらいになって、平成33年度ぐらいに終わる予定をしておるといふふうに、わかっておる範囲でいいから。

○都市計画課統括幹　　これからの2年の現在のところの予定でございますが、補正予算説明資料の8ページをごらんいただきますと、仮線工事ということで、平成32年度の黒い部分。

○稲山委員　　そんなことは言わなくてもいいので、大体のスケジュールを。

○都市計画課統括幹　　平成32年の上半期ごろに、今度犬山方面が切りかわる予定で進めさせていただいております。その後、留置線を計画いたしまして、施工を進めさせていただきまして、平成33年度末には完了するというので、そちらは今までの名古屋方面を進めてきた実績を加味した工程を組んでおりますので、今のところ、この平成33年度末で完了するものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○伊藤委員　　今お聞きした中で、やはり2年間で終わるといふ、私の中ではそういうふうに思いましたので、しっかりと計画どおり進めていただきたいと思っております。以上です。

○野下委員　　掛布委員のおっしゃることはようわかるのであれですけど、県も、それから市のほうも、こういう金額が出る間の中で名鉄とも折衝しておると思っております。ただ、さっき副委員長の、当初のどういう約束だったといふところから出発している以上は、なかなか名鉄も言うところがなかなか言わないと、そのジレンマがあると思っております。みんなそうだと思います。県もそうだし、市もそうだし、議員もそうだと思いますけれどもね。

だから、それはどうしようもない話もあると思うんですけども、誠心誠意多分ここまでされたと思っておりますので、ただ説明はしっかりとやってもらわないといけないと思っておりますし、それからこうやって出ている以上は、延期延期で来ておりますから、とにかく平成33年度というので、ここをもう終わりにしなくちゃいけないわけですから、本当に誠心誠意、これをやっていただかなくてはいけないと僕は思います。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、暫時休憩いたします。

午前10時54分 休 憩

午前11時10分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、経済環境部環境課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○環境課長 それでは、環境課が所管する補正予算について御説明をさせていただきます。

議案書の80ページ、81ページの最下段をお願いいたします。

4款1項2目環境保全費、温暖化防止事業で3万1,000円の減額をするものでございます。

はねていただきまして、82ページ、83ページの上段、4款2項1目清掃費、人件費等で3万5,000円の減額と、その下、江南丹羽環境管理組合関係事業で1,580万9,000円の減額、その下、尾張北部環境組合関係事業で174万6,000円の減額をするものでございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 江南丹羽の関係で、負担金が1,580万円も減っているわけですが、これはいわゆる1月から12月の予算計上と、4月から3月の間の修正ということなんですけど、この減額の主な理由というのは、人口が減って、ごみが減っているということなんですか。

○環境課長 備考欄の事業運営費負担金というところを見ていただきますと、上段が平成30年度の事業運営費負担金、下段のものが、括弧にありますように、平成29年度の精算分の負担金です。

主なものといいますのは、事業運営費負担金、平成30年度の上段のほうで、江南丹羽環境管理組合が、10月定例会におきまして繰越金を2,218万3,110円という追加補正を、増額補正をしたために、各市町の負担金が減るといったものが主な原因でございます。

下段のものは、平成29年度分で、平成28年1月から12月で計上していただいたものを、年度の精算ができますので、平成29年4月から3月に置き直した

ものでございますが、こちらは額が小さいです。

○掛布委員 その組合議会での繰越金の増額補正というのは、もうちょっと説明していただきたいんですけど、どういう原因でもって、どういうことなのかということ、もうちょっと説明していただきたいんですけど。

○環境課長 組合議会では約2,218万3,000円の増額補正をしたわけですが、その増額補正の理由といたしましては、平成29年度の処理事業費のうち、需用費で約1,021万6,000円、委託料で約1,025万円の不用額が出たためでございます。需用費につきまして約1,021万6,000円というのは、当初の計画時よりも機器部品の劣化の進行がおそかったために、消耗品に不用額が生じたというものでございます。委託料の約1,025万円というのは、再生フタの処理委託料及び再生プラスチックの処理委託料が、当初の計画よりも実績が減ったためということでございます。合わせて約2,000万円ぐらいです。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて、商工観光課について審査いたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○商工観光課長 それでは、商工観光課が所管する補正予算について御説明申し上げます。

歳出について御説明いたしますので、議案書の84、85ページをお願いいたします。

最上段、5款1項1目労働費、85ページの説明欄、就業相談等運営事業の共済費の減額補正をお願いするものでございます。

はねていただきまして、86、87ページをお願いいたします。

最上段、7款1項1目商工費、87ページの説明欄、人件費等の増額補正と、その下、中小企業振興事業の報償費をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 今まで本会議でも結構議論されていまして、その中でもう



少し深くお聞きしたいんですけれども、委員が一応7名選任されて、その2名が県職員の方と市職員の方、5名の方の予算が計上されているということなんですけれども、具体的に県の職員と市の職員というと、どのあたりの方がそういう委員になられる予定なんですか。

○商工観光課長　現在考えておりますのは、愛知県につきましては、産業労働部の中小企業金融担当の方、役職まではまだちょっと考えておりませんが、中小企業金融担当の方、江南市におきましては経済環境部長を予定しております。

○伊藤委員　わかりました。

あと、本会議の中で、制定時期が何か曖昧な答弁というか、消費税が増税される前という制定時期というふうに聞いたんですけれども、その辺のところをもう少し具体的に、どのあたりを考えているかという予想だけでいいものですから、再度教えてください。

○商工観光課長　本会議でも御答弁させていただきましたとおり、こちらにつきましては、検討委員会での検討の状況によって多少変わってくる可能性があるものですから、一応来年度を目指しながらも、ちょっとまだ時期のところは、はっきりとは申し上げられないんですけれども、一応来年度につきましても、検討委員会は1回実施する予定でございます。よろしくお願いいたします。

○伊藤委員　わかりました。

とりあえず検討委員会を実施されて、その中でしっかりと議論されるということで、理念条例なものですから、細かいことは、その後の条例ができてからのことが大事なことになりますので、本当は初めに決めていただいて、それからいろんな細かいことは、またほかの要綱とか何か細かいことは制定されると思いますので、そのところ、しっかりとやっていただきたいと思います。以上です。

○掛布委員　議案質疑の中で、いわゆる検討委員会の設置要綱というのがまだないという、先に委員の謝礼の予算を上げて、後で要綱をこれからつくるということだったんですけど、まさかこの後の委員協議会でその要綱案というのが出てくるということはないですね。

- 商工観光課長　　今回、検討委員会の委員の皆さんにお願いするのは、条例案の検討というところでございますので、今回それで予算を上げたという理由でございますけれども、その場合は、いわゆる役務の提供に対する純粋な謝礼という形をとっておりますもんですから、委員協議会で出すというわけではなくて、内部的にといたらおかしいですけれども、中で要綱をつくった後、それぞれの候補者にお願いしていくということで考えております。
- 掛布委員　　ちょっとその辺が不明瞭かなあというのと、このつくろうとしている中小企業振興基本条例というのが、国がつくった小規模企業振興基本法という、いわゆる新しい法律ですよ。中小企業じゃなくて、その中でもとりわけ従業員5人以下の小規模事業者、そこにしっかり光を当てて、いわゆる持続的な経営、事業の発展、地域を支える大切な役割を認識して、それがきちんと事業が継承していけるようにということが大きく打ち出されている新しい法律なんですけど、今回何に基づいて中小企業振興基本条例を江南市はつくろうとしているか。よって立つ、一番もとの法律というのは何なんでしょうか。
- 商工観光課長　　今、委員から御紹介がありました平成26年度に制定されました、いわゆる小規模企業振興基本法の第7条の中でも、確かにこの中でも、地方公共団体は小規模企業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体との区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するというふうに規定がされております。どこが基準となるかというちょっとお答えにはなっておりませんが、こちらの今のありました平成26年度に定められました小規模企業振興基本法についても、しっかりと検討委員会の中で検討していく必要はあるものと考えております。
- 掛布委員　　ちょっと曖昧な答弁なんですけど、要するに、今回の条例を江南市が策定していくときに、基づくものは小規模企業振興基本法、主に基づくものはそれでいいというふうに理解すればいいですか。それ以外にも何かあるわけでしょうか。
- 経済環境部長　　今お話がありましたように、これに基づく法律というのは、今、御紹介があった小規模企業振興基本法というのもございますが、それ以

外にも中小企業基本法、中小企業憲章とか、あと愛知県の中小企業振興条例というのもございますので、そういったものも全て考えながら検討していくことになるというふうに考えております。

○掛布委員　つくった後の話なんですけれども、よく言われているのは、制定した後、具体的な政策をどうやっていくかというのがすごい大事で、それに対しては、市内の全小規模・中小事業者の悉皆調査というんですか、今でも景況調査はやっていただいているんですけれども、それも抽出という形だと思いますので、悉皆調査というのを徹底的にあとやっていただきたいと思うんですけど、それはどういう見通しでしょうか。

あともう一つ、いわゆる具体化するときの産業振興会議というんですか、そのメンバーというのはどういう人たちを予定されているのかというのをお聞きしたいんですけど。

○商工観光課長　まだ、その具体的な今の委員の質問にはお答えできる段階ではないものとは思っておりますが、今後の予定につきましては、やはり商工振興ビジョンと言われるような計画というものについても検討していく必要があると思っておりますし、その後、産業振興会議等々で、その計画に基づいた進捗状況等々を精査していくというか、検討していく必要があるものとは考えておりますが、現段階では、まずは検討委員会をつくった上で条例制定に向けて取り組んでいくということでおりますので、よろしく願いいたします。

○掛布委員　もう既に、これまで商工会議所であるとか、中小企業同友会と何度も何度も協議をしていただいている、この条例を制定していく準備、素案まで固めていただいた上での今回の委員の謝礼だと思うんですけども、正式に、今までは内輪の詰める段階だと思うんですけど、今回は正式な検討委員会ということなんですけど、これはいわゆる傍聴というのは可能になる、そういった性質のものでよろしいのでしょうか。

○商工観光課長　こちらにつきましては、市民参加条例に規定する審議会等に該当するものと現段階では考えております。したがって、同9条の規定によりまして、公開していくべきものではないかなというふうに考えております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて農政課について審査いたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○農政課長　それでは、農政課が所管する補正予算につきまして御説明をさせていただきます。

議案書の84、85ページ中段をお願いいたします。

6款1項1目農業費で、説明欄にございます人件費等で274万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて水道部下水道課に審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長　下水道課所管の歳出について御説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案書の88、89ページの下段をお願いいたします。

8款3項1目河川費でございます。

内容につきましては、89ページの説明欄をごらんいただくようお願いいたします。

人件費等について、721万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

はねていただきまして、91ページ上段の説明欄をお願いいたします。

企画調整事業において、6万7,000円の人件費負担金の減額補正をお願いするものでございます。

次に、少しはねていただきまして、議案書の94ページ、95ページの上段をお願いいたします。

8款6項1目下水道費でございます。

内容につきましては、95ページの説明欄をごらんいただくようお願いいたします。

下水道経営事業において、繰出金として354万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。詳細につきましては、議案第82号 平成30年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）で御説明させていただきます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくようお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結します。暫時休憩いたします。

午前11時27分 休 憩

午前11時27分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第81号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**議案第82号 平成30年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）**

○委員長 続いて、議案第82号 平成30年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長 議案書の117ページをお願いいたします。

議案第82号 平成30年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

はねていただきまして、118ページには第1表 歳入歳出予算補正、119ページには第2表 債務負担行為、120ページから121ページには歳入歳出補正予算事項別明細書、総括を掲載しております。

歳入につきましては、122ページ、123ページ上段の5款1項1目一般会計繰入金とその下、7款4項1目雑入、一般会計人件費負担金でございます。

歳出につきましては、124ページ、125ページ上段の1款1項1目総務管理費、下段、2款1項1目下水道事業費でございます。

内容につきましては、125ページの説明欄をごらんいただくようお願いいたします。いずれも人件費の補正でございます。

はねていただきまして、127ページの説明欄をごらんいただくようお願い申し上げます。

管きよ布設事業でございます。枝線管きよ布設工事費に係る債務負担行為をお願いするものでございます。平成31年度に、下水道の枝線管渠布設工事を予定する高屋地区において、近年の下水道工事と比較して規模が大きく、市民の交通障害等が懸念され、加えて、工事の財源である地方創生汚水処理施設整備推進交付金は、平成31年度が地域再生計画の最終年度となりますので、年度内に工事を完了させることが必要となります。このことから、平成30年度中に契約締結まで進め、平成31年度の早期から現場着手する必要があることから、平成30年度から平成31年度までの2カ年として、限度額6億2,249万5,000円の債務負担行為をお願いするものでございます。

なお、議案書128ページから131ページには、人件費補正に関する給与費明細書を、別冊の平成30年度12月補正予算説明資料の11ページ、12ページには、枝線管きよ布設工事費に係る債務負担行為の概要と位置図を掲げておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1点だけお願いしたいんですけども、これ厚生病院が近くにあるということで、非常に緊急車両、救急車等が行き来するというので、1年の単年度ということで、非常に、本会議に出ていましたように、市民生

活が脅かされるという部分も当然出てきますので、全て範囲内で工事をやられるということで、その辺のところ、上手に割って、本当に話し合っていていただいて、また消防とか警察も入ってやっていただかないと、とんでもないことになると思いますので、その辺のところをしっかりとやっていただきたいということで、どのように進めていくかをちょっとお聞きしたいと思います。

○水道部下水道課長　　これだけの大規模な工事が1カ所に集中するということでございますので、工事車両等が市民生活に影響を及ぼさないように、一般的には片側交互通行で交通渋滞を避けるとともに、適切なガードマンを配置いたしまして、現場のほうは行いたいと思っております。

その事前準備といたしましては、調整会議等を行いまして、各業者間の密な連携と、こちらのほうの厚生病院や消防署、警察署、こちらのほうの道路使用の関係も含めまして、事前に協議いたしまして、円滑な工事を進めたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○伊藤委員　　よくわかりました。そのところ、しっかりとやっていただくように強くお願いして終わります。

○掛布委員　　私の近くということで、これは大変なことになるなということで、特に厚生病院の入り口が南のところしかなくて、この説明資料の12ページを見てもみますと、厚生病院の入り口につながる道というのは、片側交互通行できるような道幅ではなく、本当に狭くて、片方をとめたら大渋滞を来してしまうし、ここは厚生病院に向かってやってくる大口町、扶桑町からの車両もとても多くて、ただでさえすごく危ないところなんですね。それが、工事区間のど真ん中に走っているということで、多分それ以外にも、厚生病院に向かってタクシーも頻繁に出たり入ったりしますし、厚生病院に向かってくる自転車の高齢者もとても多いんですね。そういう方たちが、下水道工事の、いわゆるさまざまな交通規制とかで、本当に事故でも起こらないようにということをご心配します。

それで、今この債務負担行為を上げて、3月定例会で工事の予算を上げて、それでいつから工事にかかっていくということなんでしょうか。

○水道部下水道課長　　今のお話なんですけれども、今回債務負担行為が認め

られました後、速やかに入札行為のほうを発注していきたいというふうに考えております。そちらのほうを、こちらの高屋地区のほうは、部長の議案質疑の中の説明でもございましたが、2グループに分けて、共同企業体で発注していきたいというふうに考えております。その予定で、3月定例会までに仮契約まで行いまして、3月の議決後、本契約という形になりますので、準備としまして、それから1カ月程度はかかるかと思っておりますので、来年の5月以降の工事着手になろうかなというふうには考えておりますが、この辺につきましても、各業者間の工程等の調整がございますので、不確定ではございますが、早期着手を目指して、速やかに進めていきたいというふうに考えております。

○掛布委員 勘違いしていて、もうこれ通ったら、即入札にかけていけるわけなんですか。何というのか、不思議なのは、本当に大変で年度内に終わらなきゃいけないということがわかっていたのに、どうしてもっと早くに始めなかったのかなあという。今12月ですけれども、例えばもっと早く秋とか夏とか、そのときから、もう交付金事業なので、それはつくのはわかっているわけだから、そこからスタートしていれば、本当に年度内までに終われるかしらとか、一時期にこんなに集中して、大混乱になるという心配をしなくても済むんですけれども、どうしてもっと早くに始められなかったのかなあというのはどうでしょうか。

○水道部下水道課長 こちらのほうの地方創生汚水処理施設整備交付金事業につきましては、今年度につきましては、今市場町付近をちょっと工事をやらせていただいております。そちらのほうでも、業者のほうで4業者入って施工しているような状態でございます。その中で、来年の分を前倒しして施行するということも、交付金の関係もございますが、そういった事業のほうの絡みもございまして、ちょっと前年度から前倒してやることはちょっと不可能だったもんですから、単年度にずれ込んでしまったという状況でございます。

○掛布委員 ちょっと意味がわからなかったんですけれども、前倒しは無理というのはどういう意味ですか。

○水道部下水道課長 前倒しというか、今回債務負担行為をさせていただく



ことにおきまして、契約事項までの業務でございまして、金額のほうは、今年度は発生しないと。来年度以降の工事の事業になってきますので、今年度内に対しましては、補正予算ということで、債務負担行為まで行う形でございまして、業者のほうへの支払いは一切ないというような状況でございます。

こちらのほう単年度事業で、2カ年の継続工事でもございますが、国の交付金としましては単年度の精算という形になりますので、こちらのほうの配分枠の絡みもありますので、前倒しのほうは難しいという状況でございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結します。

暫時休憩いたします。

午前11時39分　休　憩

午前11時39分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第82号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第83号　平成30年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

○委員長　続いて、議案第83号　平成30年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市計画課統括幹　議案書の133ページ、平成30年議案第83号　平成30年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

所管課は都市計画課でございます。

議案書の134ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、134ページ、135ページに、また歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきましては、136ページ、137ページに掲げております。

歳入につきましては、138ページ、139ページの上段に3款1項1目1節一般会計繰入金を掲げております。

歳出につきましては、ページをはねていただきまして、140ページ、141ページに1款1項1目総務管理費を掲げております。

内容につきましては、説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。  
なお、142ページから145ページに給与費明細書を掲げております。

補足して説明することはございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時43分 休 憩

午前11時43分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第83号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議案第85号 平成30年度江南市水道事業会計補正予算（第2号）

○委員長 続いて、議案第85号 平成30年度江南市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 それでは、議案書の163ページをお願いいたします。

議案第85号 平成30年度江南市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

所管課は水道課でございます。

補正予算といたしまして、収益的収入及び支出の補正予定額、資本的支出の補正予定額、継続費の補正予定額及び議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正予定額を定めております。

補正予算に関する説明書といたしまして、166ページから179ページに補正予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書及び予定貸借対照表を掲げております。

180、181ページをお願いいたします。

補正予算の事項別明細書といたしまして、収益的収入につきましては、1款1項3目他会計負担金から、下段、2項4目雑収益までを掲げております。

はねていただきまして、182、183ページをお願いいたします。

収益的支出につきましては、1款1項1目原水及び浄水費から184、185ページ下段、総係費を186、187ページまで掲げております。

はねていただきまして、188、189ページをお願いいたします。

資本的支出につきましては、1款1項1目事務費を掲げております。内容につきましては、説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 施設維持管理事業ということで、183ページの中で、一応修繕費があるわけですが、本来修繕、車両の交通事故でいいますと、保険というのは全額、場合によってはなんですけど、この場合は多分雷で後飛保町の取水計が壊れたということで、電波が緩衝して壊れたということなん

ですけれども、これ何で全額、前のページを見ますと、180ページで、金額が若干ずれておるんですけど、少ないんですけど、保険金が入ってくるのが。その辺のところのちょっと差は何でしょうか。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 歳入のほうの保険金と歳出のほうの修繕費の差が出る理由といたしましては、共済金支払額の算出方法で、共済の目的が動産である場合は、復旧費から経年減価額を差し引いた額となるということとなっております。経年減価額というものは、復旧費に経年減価率、年5.3%と設置経過年数を掛けて算出いたします。

今回の場合で申し上げますと、対象となります遠方監視装置設備は、平成26年1月に設置されておりました、落雷が発生した平成30年8月までですと、4年7カ月経過しておりますので、経過年数は、月数を切り捨てました4年となります。経年減価額は、復旧費632万8,800円に経年減価率5.3%と経年経過年数4年を乗じて134万1,705円となり、復旧費から差し引きまして、総合損害災害共済金は498万7,095円となっております。

○伊藤委員 よくわかりました。

もうあと一、二点なんですけれども、実際、施設維持管理事業の中で、毎年だと思っておりますけど、掛金が大体9万どれだけ払っておるわけなんですけれども、今回この部分、修繕におかれた部分に対する掛金というのは、ちょっと細かいで申しわけないんですけど、その辺の掛金ってわかりますか。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 建物総合損害共済保険につきましては、今、委員がおっしゃられましたように、予算では9万4,000円計上しておりました、平成30年度の実際の保険金は9万2,785円となっております。そのうちの今回対象の遠方監視装置の保険料掛金につきましては、1,305円となっております。

○伊藤委員 わかりました。保険を掛けておいて戻ってきたという、市の持ち出しも多いんですけど、実際に保険金として戻ってきたということで、非常に大事なことだなと思うんですけども、過去に、雷でいいますと多い年と少ない年があるわけですが、何か落ちるときは結構落ちますので、過去にこういった雷で修繕を行った事例ってあるんでしょうか。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 最近では、雷に

よって故障が起きたことはございません。よくあることとすると、ブレーカーが落ちることなどは数回ございます。

○掛布委員　今のところなんですけれども、ちょっと遠方監視装置の仕組みというか、どういうふうに設置されているか、ちょっとよくわからないんですけれども、いわゆる同じことをやれば、また次の機会の雷でまた故障する可能性もあるわけなんですけど、避雷針というか、そこに落ちないようにするような対策というのはないんでしょうか。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長　対策としましては、避雷針のほうは、下般若配水場も後飛保配水場のほうにも設置しております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員　165ページのところに、継続費補正ということで経営戦略策定事業のプロポーザルの結果の減額ということなんですけれども、この水道事業経営審議会、ずうっと傍聴させていただいて、すごい大事な会議で、私自身もとてもいい勉強になるんですけれども、公募の委員が入っていらっしやると思うんですけれども、活発に発言されている方もあれば、一言もしゃべらない方もあるんですけど、公募の委員というのは本当に公募されているんでしょうか。いわゆる無作為抽出、公募委員名簿という地方創生推進課がつくっている、そこからお願いしてきたということはないんでしょうか。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長　今年度4月に公募のほうをいたしましたところ、お二人のうちお一人につきましては公募をしておみえになりました。公募委員を2人というふうに考えておりましたので、委員言われるように、地方創生推進課のほうの名簿のほうから1人お願いいたしました。

○掛布委員　いわゆるその名簿からという場合、何を基準で、どういった選び方をするわけでしょうか。本当にいろんな方がいらっしやって、とても水道会計が読み解けるような方ではないような方が経営審議会に出てきて、一言もしゃべらないというのでは困るわけなんですけど、どちらがどちらか、ちょっと私ではわからないんですけれども。

○委員長　暫時休憩いたします。

午前11時53分 休 憩

午前11時54分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 お願いしました理由といたしましては、今回の経営戦略につきましては、今後の経営について、財政的なものもいろいろ考えていかなきゃいけないというところで、その方の前職の経歴を見させていただきましてお願いしてまいりました。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時55分 休 憩

午前11時55分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第85号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

---

### 行政視察報告書について

○委員長 次に、当委員会の行政視察報告書についてを議題といたします。

資料をタブレット端末に配信しておりますので、ごらんください。

これは、去る10月17日から19日まで、栃木県にあるさくら市、茨城県にある古河市、栃木県にある足利市を行政視察していただいた報告書について、

皆さんの御意見を委員会の所感として報告書に反映させたいと思います。

何か御意見等ございませんか。

○掛布委員 視察報告書の最後に、従来ですと、視察所感というそれぞれの委員の感想文というか、何をどう学んだかというのをつけ加えるわけで、事前の、これにはまだ何も入っていないわけですがけれども、それぞれの、ちょっと委員長は参加されていないわけですがけれども、あとのメンバーは参加しておりますので、ぜひそれらを集約して、委員長・副委員長でもってまとめていただいて、最後のところに所感というのをつけ加えていただくようお願いしたいと思います。

○委員長 今言われた御意見はいかがでしょうか。

○稲山委員 一度出していただいて、それでまとめさせていただきますので、所感というか、もしあれだったら出していただくようお願いいたします。

○委員長 それでは、皆さんより出されました意見を委員会の所感といたしまして、今定例会においてタブレット端末に配信いたしますので、よろしくようお願いいたします。詳細につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思います。

---

### 常任委員会の研修会について

○委員長 最後に、常任委員会の研修会の内容について議題といたします。

この件につきましては、去る9月の委員会におきまして、内容等につきまして正・副委員長に一任していただいております。そうしたことから検討した結果を本日報告させていただきます。

講師につきましては、経済産業省中部経済産業局の田中祥子氏と滝川綾菜氏、研修テーマについては、「RESASの活用について」としたいと思います。日程につきましては、平成31年1月21日月曜日、午後2時から午後4時といたします。

このような内容で進めていきたいと思いますので、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、今年度の委員会の研修会は、

経済産業省中部経済産業局の田中祥子氏と滝川綾菜氏をお招きして、平成31年1月21日月曜日、午後2時から午後4時とすることに決定いたしました。

なお、詳細につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思います。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

長時間にわたり、慎重審議に努めていただきまして、ありがとうございます。

以上で建設産業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後0時02分 閉 会



江南市議会委員会条例第29条第1項  
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長 安部政徳